

中野区教育委員会会議録

令和5年第20回定例会

令和5年6月9日

中野区教育委員会

令和5年第20回中野区教育委員会定例会

○日時

令和5年6月9日（金曜日）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時23分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

○出席職員

教育委員会事務局次長 濱口 求

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 齊藤 光司

学務課長 佐藤 貴之

子ども教育施設課長 藤永 益次

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

5人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第25号議案 谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約に係る意見について
- (2) 第26号議案 旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に
係る意見について

2 協議事項

- (1) 今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方（案）について
（子ども・教育政策課）

3 報告事項

- (1) 教育長及び委員活動報告
 - ① 6月2日 みなみの小学校訪問
- (2) 事務局報告
 - ① 陳情の取下げ及び陳情書の受理について（子ども・教育政策課）
 - ② 令和5年度教育に関する事務の点検・評価（令和4年度分）に係る外部評価委員
会の設置について（子ども・教育政策課）
 - ③ 令和4年度いじめの対応状況等について（指導室）
 - ④ 令和4年度児童・生徒のスマートフォン等の所持状況及びインターネットの利
用に関する調査結果について（指導室）

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第20回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は、岡本委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

議決事件の審査を行います。

議決事件の1番目及び2番目は関連する議題となりますので、一括して上程することといたします。議決事件の1番目、第25号議案「谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約に係る意見について」及び議決事件の2番目、第26号議案「旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」を一括して上程いたします。

それでは、事務局から提案の説明をお願いします。

子ども・教育政策課長

それでは、第25号議案「谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約に係る意見について」及び第26号議案「旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約の契約金額の変更に係る意見について」を一括してご説明いたします。

提案理由でございますが、いずれの工事につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められましたので、教育委員会として意見を申し出る必要があるものでございます。

意見の内容につきましては、同意するというものでございます。

それでは、第25号議案の3ページをごらんください。谷戸小学校普通教室棟増築等工事請負契約につきましては、契約金額5億9,954万9,900円、契約の相手方は薩摩・稲葉建設共同企業体でございます。

続きまして、第26号議案の3ページをごらんください。旧中野東中学校校舎等解体工事請負契約に係る契約金額の変更ににつきましては、3億865万円を3億2,264万1,000円に

変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

第 25 号議案のほうは一般入札、競争入札ということですが、何社か入札があって、実績もあるところで、こちらの会社に決まったというような理解で大丈夫でしょうか。

もう一つは、第 26 号議案のほうは大分金額が上昇していますけれども、昨今の物価とか、様々なことがあるかと思いますが、何か情報があれば教えてください。

以上です。

子ども教育施設課長

谷戸小学校の件につきましては、総合評価方式になってございます。

そして、もう一つ、中野東学校については、委員ご指摘のとおり物価上昇が一つと、もう一つは敷地内から地中埋設物が発見されたことによる増額になります。全体では先ほどの増額の大半がガラ等の地中埋設物、そして若干、数百万円程度が物価上昇というところがございます。

入野教育長

ほかにごございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほか質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

それでは、1 件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第 25 号議案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続いて、ただいま上程中の第 26 号議案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

次に協議事項に入ります。

協議事項「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)について」を協議いたします。

事務局からご説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)について」、ご説明いたします。

今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)につきましては、本年2月に素案を作成いたしまして、その後、区民との意見交換会や関係団体への説明などを行い、このたび案として取りまとめたものでございます。

まず、素案に対する区民との意見交換会等の実施結果でございます。意見交換会は5月に3回行いまして、11名の参加がございました。また、関係団体等への説明を行いまして、110名の参加がございました。

意見の概要でございますが、別紙1の資料をごらんください。まず図書館サービスの方向性と個別サービスに関しましては22件ございました。幾つかをご紹介しますと、No1では、蔵書の充実のほか、残す本の選定にも考慮が必要である。また、No2のところには、静かに読書できる環境のため、床のカーペット化やパソコン利用者席や受付窓口の配置も考えてほしいとのご意見をいただきました。また、No6、高齢者への宅配サービスですとか、No14では食事ができるスペース、No15では静かに勉強できるスペースなどの意見がございました。区といたしましては、図書館の改築の際の参考とさせていただきたいと考えております。また、個別のサービスにつきましても検討を進めていきたいと考えてございます。

それから、図書館の配置につきましては13件の意見等がございました。No1は練馬区など近隣区との連携を進めること。また、No4からNo6、あるいはNo12から13につきましては、サービスポイントについて、住民の意見を聞いて進めてほしいとの意見等があったところでございます。また、No7ではブックポストの設置についても、ご意見をいただいたところでございます。区といたしましては、基本的な考え方に記載のとおり、サービスポイントの設置に向け、あるいはブックポストの増設に向けて、検討を進めてまいり

たいと考えてございます。

図書館の運営形態につきましては4件のご意見がございました。図書館の運営を指定管理者ではなくて区職員による直営にできないかのご意見ですが、現時点では指定管理者による運営を再検討する予定はないというところでございます。

最初の資料にお戻りいただきまして、2番のところでございますが、素案からの変更点はございません。

3番、今後の区立図書館のサービス・配置のあり方の基本的な考え方(案)は、別紙2のとおりでございます。

4番、今後のスケジュールでございますが、7月に考え方(案)に係るパブリック・コメント手続を行いまして、9月には教育委員会で協議をいただいた上で、9月に策定をし、10月に区議会のほうに報告する予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

サービスについても、いろいろなアイデアがあって、すぐに実現ができなくても今後の検討の中で参考にできるものもあるなと感じました。

それともう一つ、サービスポイントについては、たくさんのご意見をいただいている、インターネット等の整備によってサービスポイントの利便性というのが非常に高まっていて、サービスポイントの意味というのも変わってきていると思うので、サービスポイントについては充実を図っていくことが望ましいのかもしれないと感じました。

いずれにいたしましても、大変参考になるご意見をいただいているので、また今後に生かしていけたらいいなと思いました。

以上です。

平本委員

ご説明ありがとうございます。私も区民の皆様からの意見を拝見しまして、やはりサービスポイントやブックポスト設置に関してのご意見が非常に多いなというのを感じました。

この点についてのご質問なのですけれども、過去の例でも構いませんので、サービスポイントを新しく増やすときには、どのような手続で今まで決めていらっしまったのかということをお聞きしたいと思っています。具体的には、例えば区民の皆様のご意見をまた改

めて聞ける機会があるのかとか、何かそういった手続がもしあるようでしたらお聞きしたいと思います。

子ども・教育政策課長

サービスポイントはこれまでは設置しておりませんで、ブックポストにつきましては現在二つあるという状況になります。サービスポイントにつきましては、区民の意見を聞きながら進めてほしいというご意見もありましたので、その内容につきましては、区民の意見を聞きながら設置箇所についても検討していきたいとは考えているところです。

ブックポストにつきましても、基本的には設置できる場所というものは限られておりますので、まずは区のほうで検討していくことになろうかとは考えております。

入野教育長

今、ブックポストは区役所の前と、どこだつてでしょうか。

子ども・教育政策課長

現在、ブックポストは区役所の敷地に入ったところに1カ所、もう一つは中野駅の南口を出たところにありまして、その2カ所のみとなっております。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかにご意見はございますでしょうか。

その他、ご意見がないようですので、案として取りまとめてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

それでは、事務局は事務手続を進めていただければと思います。その後は、先ほど説明のあったスケジュールのとおりに進んでいくことになるかと思えます。

それでは、本協議を終了いたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

初めに、教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から報告願います。

子ども・教育政策課長

それでは、教育長及び教育委員の活動報告をいたします。

6月2日、みなみの小学校に、入野教育長、村杉委員、平本委員、伊藤委員が訪問されま

した。

報告は以上でございます。

入野教育長

各委員から、補足、その他活動報告がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

今ご紹介いただきました、みなみの小学校に訪問してまいりました。みなみの小学校は新しい校舎もできて数年がたつような状況の中で、実際にどのように校舎が使われているかということを経験活動とともに拝見することができました。

それぞれ個性的な形で授業も展開していて、タブレット端末も活用されておりましたし、今後さらに校舎の特性等も活用して、学校のいろいろな活動、授業だけでなく他学年との共同とか、様々なことが行えると、さらに子どもたちの学校生活が充実するように思いました。

以上です。

平本委員

私も、先日みなみの小学校に訪問させていただきました。地域での教育委員会の協議で、各学校とも、ボランティアの活動などを通じながら、地域の方々と大変よい関係を築いているということがわかりました。

また、そういった中で自己肯定感を高めたり、自信をつけた子どもたちが、次の活動を通して、また地域とつながって地域に還元していくというよい流れができているということ、検証の結果、子どもたちが学校に対してよい気持ちを持っていたり、地域に対してもよい気持ちを持っているというところで非常に感じることもできましたので、よい形になっているなと思いました。

あと、傍聴していただいた区民の皆様からも貴重なご意見などもいただくことができましたので、今後もこういう形で地域での教育委員会というのは続けていけるとよいなと思いました。初めてでしたので、私もいろいろと学びがありました。

村杉委員

みなみの小学校の授業の中で iPad を使用した授業であったのですが、iPad を使用して、子どもたちが先生に質問された意見をその場で入力をして、そうしますと、送信すると黒板というか、前の画面にリアルタイムに飛ぶような、そのような授業を見せていただきました。すごかったです。ああいう形態ですと、もしかしたら手を挙げて発言するの

がちよつと難しいようなお子さんも、リアルタイムに意見が言えて、反映されて、先生もそれをすぐに読めるということで、とてもいいシステムだと思いました。

以上です。

入野教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

では、私のほうから。5月の末から来週の金曜日まで、保幼小中連携協議会の協議会がある前の授業参観と言いましょうか、公開保育というのを今年は私立、公立の幼稚園にやっていたいておりまして、何日間か行ける日にちがありましたので、見てまいりました。

一つはやよいこども園と言いまして、私立の認定こども園を見せていただいたことと、こまどり幼稚園、金の峯幼稚園という私立の幼稚園も見てまいりました。それぞれにやっぱり特色のある保育をしていらっしゃいましたし、今のこの時代ですので、時期ですので、非常に子どもたちの健康にも気遣った配慮がされて、保育がされているなという印象を持ちました。子どもたちは大変元気に過ごしている様子が、区立幼稚園と同じように見られたなと思っております。

今後、そちらのほうは参加できないのですけれども、保幼小中の中でテーマを一つにして話し合うという機会が、この保育参観の後にあることになっています。参観されている様子を見てきましたけれども、やっぱり小学校、中学校の先生方の大勢はなかなかいらっしゃれないのですけれども、中学校も小学校の先生もいらして、子どもたちの様子を見たり、質問をしたりという姿が幾つか見られましたので、やっぱり大事なことかなと思いましたし、私立の幼稚園の先生方も、小学校の先生や中学校の先生が来てくださることに關して、非常にありがたいといひますか、いい交流ができるというお話もしていらっしゃいましたので、さらに盛んになるといいなという印象を持ちました。

そして、月曜日には、中野区租税教育推進協議会というものがございました。これまでも何回かお話をしてきたと思ひますが、税の作文ですとか、税の絵はがきですとか、小学校、中学校が租税教育の一環として、いろいろな、青色申告会の方ですとか、都税事務所ですとか、税理士さんだとか、法人会の方々のご協力をいたひいて学習を進めていたり、やはりそういうのにチャレンジをしたりする、その大もとの会がその推進協議会なのですが、教育長が推進協議会の会長という役を担ひております。このたび久しぶりに、4年ぶりに皆様にお集まりいたひいて、学校関係者もいて、子どもたちにそういう租税というか、税に関する意識ですとか、子どもたちの育成についてですとかということで、いろいろな立場で話

し合いをすることができました。

今年も、法人会の方ですとか、区の税務課長だったり講師が入って、授業の中でやっている租税教室ですとか、税の作文とか、絵はがきは行われる予定なので、また、子どもたちが納税とか税金とかということに関して考える機会が持てればいいなと思っております。

そのほかに発言がなければ、委員活動報告を終了します。

<事務局報告>

入野教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「陳情の取下げ及び陳情書の受理について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「陳情の取下げ及び陳情書の受理について」、報告をいたします。

本年4月10日付で受理いたしまして第13回教育委員会定例会でご報告いたしました「中野区文化財保護審議会は公開する」、そのことを趣旨といたします陳情につきましては、本年5月22日に、陳情者から陳情を取り下げる旨の文書が提出をされました。

また、同日付で、同一の陳情者から教育委員会宛の陳情書の提出があり、受理いたしましたので報告をいたします。

新たに提出のありました陳情の趣旨は、「中野区文化財保護審議会は、公開する」というものであり、取り下げのあった陳情と同じでございますけれども、件名、理由等の記載に変更がございます。詳細につきましては、資料をごらんいただければと存じます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目「令和5年度教育に関する事務の点検・評価（令和4年度分）に係る外部評価委員会の設置について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、「令和5年度教育に関する事務の点検・評価（令和4年度分）に係る外部評価委員会の設置について」の報告をいたします。

中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条に基づきまして、外部評価委員会を設置いたします。

外部評価委員は3名で、和泉徹彦氏、小松郁夫氏、小宮山郁子氏でございます。肩書につきましては資料をお読み取りいただきたいと思っております。

外部評価委員会の今後の日程でございます。第1回の外部評価委員会を7月18日火曜日の午後に実施いたしまして、ヒアリングと事業説明を受け、その後、8月1日火曜日の午後に2回目の自己評価内容に係るヒアリングを行います。その後、第3回の外部評価委員会を8月22日火曜日の午前に実施し、外部評価委員の評価を取りまとめまして、第4回は教育委員と外部評価委員による意見交換会として実施するものでございます。なお、第4回の日程につきましては現在調整中でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

評価は、次の年あるいは現在行っている教育活動を考える上でも、すごく大事なものだと思います。いろいろ工夫をしていただいて、年々少しずつ早い日程にさせていただいたり、よい形になってきていると思っておりますので、ぜひ、また来年度の教育活動等に生かせるように、うまく日程などが組まれていくといいなと思っておりました。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の3番目「令和4年度いじめの対応状況等について」の報告をお願いします。

指導室長

「令和4年度いじめの対応状況等について」、ご説明をさせていただきます。

まず、いじめの定義でございますが、資料に書かれているとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと書かれています。いじめの起きた場所は学校の内外を問わな

いと、法律のほうでも示されてございます。

昨年度でございますが、例年どおり3回のアンケート調査を初め、学校で児童・生徒の日々の活動を丁寧に観察していただくことにより、いじめの未然防止や早期発見に努めてまいりました。

それでは、状況等を報告させていただきたいと思えます。

まず、(1)いじめの発生状況でございますが、小学校では1,375件、中学校では184件となっており、うち解決、解消の状況が、小学校では984件、中学校では129件となっております。対応継続中というケースは小学校では48件、中学校では16件となっておりますが、こちらは昨年度末の令和5年3月31日現在ということでの数値となっております。継続的に深刻ないじめが続いているというケースはございません。今年度に入ってから追跡調査をかけており、見守り期間の3カ月が経過し、児童・生徒に面談を行って、問題がなければ解消としております。先生方も継続して注意深く見守ってくださっており、現在、大きな事案となっているものはございません。

今年度も人間関係づくりやコミュニケーションの課題改善に向けて、人との関わり合いや、様々な交流活動、子ども同士が話し合う、学び合うなどの魅力ある学習活動を各学校でも実施してまいりたいと考えております。

では、2ページをごらんください。各期間における新規のいじめの認知割合を表とグラフにてお示しをさせていただきました。ごらんいただいでわかるように、第1回目、4月から6月までの期間の認知の割合が非常に高くなってございます。いじめの対応には、4月、5月の指導や未然防止の取組、早期発見、早期対応が効果的であると考えております。

今後も校内での連携を強化し、児童・生徒にとって学校や学級を安心して落ち着ける場所にするということを行ってまいりたいと思っております。

また、スクールカウンセラーによる全員面接は小学校5年生と中学校1年生で実施をしておりますが、それに加え、全ての児童・生徒がいつでも教職員に相談できるような体制をつくる。また、その他の相談窓口についても、広く周知を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、いじめの態様でございますが、小学校、中学校ともに「悪口」、そして「軽い暴力」と続いております。過去4年間でございますが、小学校、中学校ともに、同じように「悪口」や「軽い暴力」というのが多い傾向が見られておりました。

今年度、小学校のいじめの対応に占める「SNSによる誹謗・中傷の割合」でございます

が、この5年間で約1%という割合で推移をしております。大きな変化はございませんが、昨年度、令和4年度は令和3年度よりも3件増加し16件となっております。

また、中学校の「SNSによる誹謗・中傷」の割合でございますが、令和2年度を除くと増加傾向にありましたが、令和4年度は5件減少し16件となっております。中学校では、SNSを含めたコミュニケーションのとり方について、各校が行っている情報モラル教育の効果が出ていると考えられますが、今後も家庭と連携した情報モラル教育を充実させていく必要があると考えております。

続きまして、4ページでございます。いじめ発見のきっかけです。小学校のいじめ発見のきっかけは、「学校の教職員が発見」というものが1,217件あり、令和2年度から約400件ほど増加しております。これは令和4年度のいじめの数の約89%となっております。

また、中学校におけるいじめの発見のきっかけでございますが、令和4年度は「学校の教職員が発見」というものが全体の約55%、「学校の教職員以外からの情報による発見」というのは全体の約45%となっており、「学校の教職員以外からの情報による発見」という割合が高くなっております。

小学校では、各教職員等の関わりや学校の取組がいじめの発見に効果を上げており、児童や保護者が相談する前に早期発見・早期対応しているケースが増えていると考えられます。

また、中学校におきましては、系統的に指導を積み重ねており、SOSを出す力が高まってきていると考えております。

4ページでございます大きなⅢです。いじめの対応といたしましては、これまで丁寧に取り組んでおりましたが、令和4年度12月に改定されました生徒指導提要の内容を踏まえまして、以下の内容に今後も継続して取り組んでまいりたいと考えています。

まず、小中学校における取組です。中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針、学校いじめ基本方針等に基づく取組を実施してまいります。いじめを正確かつ確実に認知するために、校内研修を計画的に実施し、適切な認知や早期対応を徹底してまいります。

2点目といたしましては、教育委員会による取組でございます。中野区いじめ防止等対策推進条例や中野区いじめ防止基本方針に基づく取組が全校で確実に充実されるよう、研修等で指導を継続してまいります。また、いじめフォーラムの実施や中野区教育委員会作成のリーフレット「いじめのない中野区を目指して」等を活用し、保護者へも中野区いじめ

防止等対策推進条例の周知を行ってまいりたいと考えております。

5 ページをごらんください。令和5年度に特に重点的に取り組む内容をまとめました。大きく三つの視点から整理を行いました。

まず、1点目がいじめ防止につながる発達支持的生徒指導でございます。この発達支持的生徒指導とは、児童・生徒が自主的・主体的に自らを発達・成長させていくことで、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点でございます。具体的には、日々の教職員からの児童・生徒への挨拶や声かけ、励ましといった関わりとなります。主には1点目、担任と児童・生徒・保護者との信頼関係づくり、2点目といたしまして、自発性・自主性、自立的な行動ができる力や主体的に取り組もうとする力の育成、3点目といたしましてはコミュニケーションに関わる学習の充実、4点目といたしましては学校生活への意識調査の実施と、この内容を行ってまいります。

また、いじめの未然防止教育といたしまして、大きく2点でございます。1点目が、児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定いたします。2点目といたしましては、SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後、三つ目でございますが、いじめの早期発見対応でございます。こちらは、1点目が、連携の強化といたしまして警察や保護者等とも連携を強化してまいりたいと思います。特に保護者へのアンケートはこれまで年間1回ということでしたが、回数も2回に増やして連携を強化してまいりたいと考えています。2点目といたしましては、「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底でございます。最後、3点目は、いじめの理解の促進となっております。

これらの取組を通しまして、今年度もいじめ防止に向けて、教職員や保護者が連携し、子どもたちの学校生活をしっかりと支えてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございました。また、ここまでの間にも、教育委員会と事務局のほうで何度か検討を重ねて、分析もたびたび工夫を重ねていただきまして、大変ありがとうございます。何度もいろいろ工夫していただいたことで、より課題等が見えやすいものになっ

て、ありがたいなと思います。

その上でなのですけれども、気づいた点といたしましては、小学校のいじめの態様というところで、「金品をたかられる」ですとか「ひどい暴力」という実数が、中学校よりも目立って多くなっているように思いまして、「SNS」につきましても、実数は同じですが、中学校では減少傾向だけども、小学校では少し増えているというようなことだったかと思えます。そういったことも踏まえますと、小学校でのいじめの対応ということがこれまで以上に求められてくるのかなと思いますし、中学校におかれましては、先生方が丁寧に対応してくださっているということだと思いますので、引き続き子どもたちに寄り添っていただけるといいなと思いました。

先ほど令和4年度12月改定の生徒指導提要のお話もありましたが、そちらの生徒指導提要では、多くの教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めて、多様な角度からみんなで子どもたちを見守り、多様な角度からアプローチをしていくということが非常に重視されており、また予防ということも重視されていると理解しております。

そのような観点から申しますと、中学校は教科担任制であることから、普段から同じ生徒を複数の先生が教えるということもありますし、生徒指導についても様々に工夫をされてきたと思いますが、小学校は教科担任制でないので、これまでそういった多くの異なる立場の方が共同して、児童指導を行うということがあまりなかった時代もあったかと思えますので、ぜひ、チームでということも含めて、非常に難しいところがいろいろあると思えますけれども、先生方が対応しやすいようにバックアップを教育委員会からもしていく必要があるなと思いました。

もし、この点について、小学校でのいじめ対応について、何かお考えのことがあったら教えていただきたいというのが1点です。

それからもう一つ、取組の重点も、わかりやすくまとめていただけてよかったなと思います。もし可能でしたら、次回からでもいいと思うのですが、いじめの防止とか解決には、あまり注目されないとか見落とされがちですけれども、ご家庭と学校との協力というのがものすごく大事だと思っております、そういう意味で、ご家庭のほうのいじめに対する理解や、発達段階を踏まえた対人関係を形成する上での支援などについて、啓発・啓蒙、または学校と家庭が信頼関係を持って一緒に取り組んでいくというような方向性を明らかにしていくような何か工夫があれば、さらによいのかなと思いました。

以上です。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。

まず1点目の小学校での取組でございますが、伊藤委員がおっしゃったように、教科担任制のほうも、昨年度までは高学年ということで全て実施はしていたのですが、やはり効果があるというようなところで、学校によっては中学年などでも実施することが増えております。また、日ごろからいじめの委員会を学校の中でも定期的に行きまして、子どもたちをしっかりと全ての教職員で見守っていこうというような学校の風土のようなものができている学校もございますので、日ごろからやはり子どもたち一人ひとりをしっかりと見て、何かちょっとでも変化があったりした、そういうことを教職員全員で共通理解を図って、子どもたち一人ひとりに声かけ等をしていくことが重要かなと考えているところで、ぜひ生活指導主任会等でも、指導主事のほうから様々な情報を先生方にもお伝えしながら、学校での取組を見直すような、そういうきっかけをつくっていきたいと考えてございます。

また、2点目でございますが、保護者との連携・協力というのはやはり欠かせないと思っております。4月の保護者会で校長から保護者のほうにも、学校でのトラブル等があった際に家庭との連携・協力というのを呼びかけておりますし、いじめの案件というのも一方的に加害児童、被害児童というようなケースよりは、お互いに少しちよっかいを出し合うというようなトラブルのケースなども多く報告をされていますので、保護者同士の連携なども場合によっては必要になると考えておりますので、先生方のほうでも保護者の方々との連絡を取り合うですとか、事実をきちんと伝えるといったような連携をもとにして、子どもたちが安心して通ってこられるような学級づくり、学校づくりというのに、今後でも取り組んでいってほしいと考えております。

以上でございます。

平本委員

これまでの打合せ、議論等を踏まえて、大変わかりやすく丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。

私の意見として述べさせていただきたいのですが、やはりいじめについてはもちろん早期発見、対応が大事であることと同時に、未然防止、いかに防ぐかというのが大変重要だというのは共通認識だと思いますが、その未然防止のための生徒指導や教育活動というのがやはり早期発見にもつながっていくと感じておりまして、いじめの生まれない学級

づくり、集団づくりが、とても大切だと保護者の目線でも感じております。

大人の立場から見ますと、やはりいじめが重大な人権侵害だということは皆さん容易に理解できると思うのですが、なかなか子どもたちがそこを実感として理解するのは難しいとも感じていて、私自身が自分の仕事柄、子どもたちに人権のことを教えたりするときには、やはりどんな人もみんな一人ひとりが大切にされるとというのが人権であって、自分が大切にされたり尊重してもらう経験を通じて、お友達の考えや存在を認めて尊重し合うことが大切だというのは、子どもたちも理解できるというところを感じています。

せっかくこの生徒指導や未然防止教育の中でも、子どもの権利に関することも取り入れていただいていますので、この重点項目を今後教育の現場に実際にどう具体的に落とし込んでいくのかというところが、大変大切になってくると思いますので、そういった子どもたちへの教え方とかも、ぜひよい例を共有していただけるとよいのではないのかなと思います。

長くなって恐縮なのですが、1点お話ししたかったのが、例えば今小学生の間で、特に高学年になると、先ほど伊藤委員からもご指摘があったとおり、金品をめぐるトラブル、それが発展するといじめということがよくあるというのは、やはり毎回話が出ていることだと思います。そういったときに、ただ単に先生方がお金を持ってくるのは駄目とか、そういう教え方をしてしまうと反発が出てしまって、どうしてそういうことが駄目なのかと。それはやっぱりこういうことにつながるからで、それで嫌な思いをする友達がいたり、自分だけがおごってもらえなかったとかいろいろなことにつながっていくので、子どもたちにただ教えるのではなくて、なぜなのかというところをしっかりと教えていけるような、あと共有していけるような学級づくりができるといいかなというふうに思っています。

私自身が実際に授業参観などで見たときに、授業の中で子どもが一生懸命発言したときに、学級の中でちょっとからかうかのような雰囲気が出たときに、きちんとそのときに担任の先生が授業を止めて、今の何がいけなかったのか。そして、からかわれた後のそのお子さんの言動とかも、どういう点がよくなかったのかと、こうしていったらいいよねというのをきちんと子どもたちの前で共有して、きちんとそのまま授業に戻れるという場面を目撃したことがありました。それは、やはりいじめを防ぐという意味でも、学級づくりという意味でも、とてもよかったなと感じました。

そういった意見を私は保護者として、学校にアンケートで回答したりしたこともあるのですが、できればそういう、多分保護者からの意見って、その都度あると思いますの

で、そういったものを学校全体で、「こういう意見をいただきました」ということで共有してもらって、よい学級づくりの工夫というのはこういうことだというのが、先生方も、子どもたちも、経験として生かせるといいのかなと思いました。

以上です。

岡本委員

認知件数が増えているということで、これは法律の理念にのっとった取組ということでよいことだと思うのですが、他方で学校間の認知件数の差がやっぱりまだあるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

指導室長

岡本委員おっしゃるとおり、学校ごとの認知件数というのには、ばらつきがございます。このあたりは校長会や生活指導主任会を通して、学校でのいじめの認知の仕方というところも改めて再度指導して、しっかりと保護者にも共有した上で、いじめとして学校は認知するというようなところを伝えていくという取組に改善をしていきたいと思っているところです。

岡本委員

学校間もありますし、もっと言うと恐らく学級間の差というのも相当あるのではないかなと思います。今、指導室長がおっしゃったように、いじめの定義を丁寧にお伝えしていくことも大事だと思うのですが、この定義だけを見て、目の前の事象がいじめなのかどうか、子どもが訴えてきたことがいじめなのかどうかと、先生方が忙しい中で都度判断するのはやっぱり結構大変なところも正直あるのではないかなと思うのですね。ただお伝えするだけではなくて、例えば校内研修の中でこのケースはいじめだと思うかどうかを、先生たちで自分の認知をほかの人と比べられるような場面とかがあってもいいのかなと、一つ思いました。

続けてもう1点なのですが、1ページの黄色い囲みの中に「人間関係づくりやコミュニケーションの取り方に課題があるケースがある」、この文面が報告の中に散見されて、やっぱり現場の先生方も本当にここは苦労していらっしゃる場所なのではないかなと思います。ただ、これは最近の子どもたちは課題が多いとかいう話ではもちろんなくて、社会全体で子どもをいろいろなプレッシャーにさらして、結果的に子どもが抑圧されてこういった結果になっているのではないかと考えています。

ですので、さっきからのお話にもあるように、やはり学級が受容的な場になるようにと

ということが一番大事だと思います。学習の中でたまに学び合いとか話し合いをすることでなくて、4月などの学級開きの場で、がっつりとそういう土台をつくるぐらいのつもりでやっていただければなと思いました。

ちなみにこれは職員室の人間関係づくりでも一緒のことだと思います。

ひとまず、以上です。

村杉委員

私からもお伺いしたいのですが、4ページのところで、いじめの発見のきっかけになったのが「教職員の発見」ということで、これは去年からすごく増えていますよね。これが、全体が増えた要因にもつながるかと思いますが、先生方がこういうふうにかくさん発見できるようになった要因としては、やはり研修会なんかの効果が出ていると考えたらよろしいのでしょうか。

指導室長

学校の中では様々なトラブル等が起きており、やはり被害側の子どもがどのように感じたのかというところを丁寧に聞き取った上で対応するというようなことを、学校の先生方に行ってもらっています。子どもたちに「これはいじめです」とはっきり伝えるかどうかというのはまた別なのですけれども、やはり子どもたち同士でトラブルがあったときに、嫌な思いをしたというようなところをきちんと受け止めるというような姿勢が、学校の中でも、また全ての先生方がそういう意識をしっかりと持ってくれている結果であるというふうに捉えておりますので、件数が増えるということ自体が決していいことではないとは思いますが、学校の中で子どもたちをしっかりと先生方が見て、何か困ったときに寄り添いながら、一つ一つの事案に対応してくれている結果であるとは捉えておりますので、今後も子どもたちの日々の様子をしっかりと見て、子どもたちに寄り添った支援というようなところをぜひ行っていけたらと考えているところでございます。

伊藤委員

先生方、意義深いご意見をいただけてよかったと思うのですが、先ほどの小学校での「ひどい暴力」や「金品をたかられる」などにつきましては、よく「金品」については、ちょっと何か注意や愛情を求めてそういうことをしてしまうというようなことも、以前よりそういった例が多いなどということも言われているところですし、単にいじめはいけないとすることも本当に大事で、未然防止もとても大事なのですが、起きてしまったことについて、きちんと一つ一つの事例を丁寧に検討して、本当に例えば教科担任制だともっと

寂しくなって、もっとしてしまうとかもあるかもしれない。極論すれば、例えば発達段階においてはですね。ですので、発達段階に照らして、どんなことが背景にあるのか、そこを学校教育の中でどういう指導につなげていけるのかということ、一つ一つ自校の事例について、丁寧に検討していただけるように促していただくことも大事なかなと思いました。

以上です。

岡本委員

相談しやすい体制をつくるというところなのですからけれども、職員室に子どもが入りづらい雰囲気があるかないかというのが、ちょっと気になっています。学校によっては職員室の前に、「子どもは『失礼します』と言う」、「クラスと名前を言う」、「要件を言う」、「おじぎをする」みたいな掲示があることがありますよね。相談したいと思った子どもは必ずしも職員室に行くかどうかわからないですけれども、職員室にそういう掲示があること自体が、子どもと先生の距離をつくっていないかなという印象はあります。悩んでいる子はそんなことをしなくていいよというのだったら、その掲示は不要ではないかと私は思います。社会性云々で言うのでしたら、別の場所で育成することはできると思います。

もう一つちょっと別件で、5ページに「児童・生徒が主体的にいじめについて考え、いじめをなくす取組の実施」とありまして、いじめをなくすというのがこれでいいのかなというのがちょっとだけ気になりました。認知をして、それを解消していくというのは現実的なアプローチで、最終的にはいじめをなくすというのが、本当のゴールということなのでしょう。私としては、人間が集まったら絶対にトラブルは起きると思います。トラブルを起こさないようにするのではなくて、トラブルが起きたときにどうやってそこから解決をしていくかということをおぼえることが必要なのではないかと思っています。なので、「なくす」という言葉には違和感を持ちました。

以上です。

入野教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

先ほど来の小学校の「金品」の話ですとか「SNS」もそうなのですからけれども、やっぱり学校外でのことも、小学校は非常に学校の中に影響が出てきている状況がすごくあるかと思っています。一番初めに室長から説明がありましたように、学校外のこともしっかりと捉えて、保護者と一緒に考えていくという姿勢がすごく重要になってきているのかなと思いますし、取組事例を聞いておきますと、そういうような面もかなり強化されてきているかな

と思います。やはり学校外のことは見えにくいところが非常にあるのです。発見数は多くなってきておりますけれども、そういう対応についても、いい事例もありますし、さらに進めていかなければいけないかなと思っています。

様々、学校の先生方にどうSOSを出すとかという取組が、今、私も校長先生方お一人おひとりとお話をしている中で、やっぱり多くの先生とお話をできるような仕組みにしよう。何も担任だけではなく、カウンセラーだけではなく、自分が相談したいときにいろいろな方と相談できるような仕組みを考えていこうとしていらっしゃる学校ですとか、いろいろ、いかにSOSを出すかということと、それからいろいろな方が学校に今は入って、ご助言、ご支援いただいておりますので、そういう方が捉えた部分についても、学校はどう共有していくかなんていうことを考えていらっしゃる場所ですとか、様々な取組が出てきているところかなと思っています。さらにご意見を受けて強化していくことが大事かなと思います。

まず、本当はいじめを生まないような取組をとということでしょうし、いじめを見たら自分たちがどう関われるかということを中心に考えていくということを取り組んでいくことかなと思っていますので、そのような方向で考えていきたいと思っています。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、事務局報告の4番目「令和4年度児童・生徒のスマートフォン等の所持状況及びインターネットの利用に関する調査結果について」の報告をお願いいたします。

指導室長

「令和4年度児童・生徒のスマートフォン等の所持状況及びインターネットの利用に関する調査結果について」をご報告させていただきます。

本調査は平成26年度から毎年実施をしておりますが、その目的には、(1)にありますとおり、児童・生徒のスマートフォン等の所持の状況や、それらを使ってのインターネット等の利用状況を把握するとともに、それらを介した生活指導上の問題の未然防止及び早期発見・早期解決に向けた方策を講じるための一助とするためのものです。

昨年度の調査からは、小学校1年生からタブレット端末が貸与されていることを受け、小学校1年生から3年生にも回答していただき、調査対象を拡大いたしました。調査方法は無記名の質問形式で、令和4年度は令和5年1月から令和5年2月に全校で実施をいたしました。

調査問題は、1年生から3年生までの内容は、これまでの調査問題をもとにいたしまし

て、回答可能であると思われる問を抜粋し、作成をいたしました。

それでは、調査結果の冊子に基づきまして、内容のほうを説明させていただけたらと思います。

まず、3ページの間1をごらんください。こちらは1人1台端末（i P a d）の家庭での使用時間についてのものでございます。小中学校ともに全学年「30分未満」、「30分まで」というものが多くなっており、これは昨年度からの傾向とは特に変わりはありません。

また、間2でございます。利用目的の内容ですが、小学校では「持ち物の確認でよく利用する」という回答が最も多く、中学校では「学校の宿題で利用する」という回答が多くなっております。

次に、5ページになります。5ページの間4でございます。家庭におけるスマートフォン等の通信機器の所持状況や利用状況についての質問項目です。間4ですが、自分専用のスマートフォンの所持率、小学校4年生から6年生までは47.4%、中学校では88.4%という数字となっております。特に小学校6年生を境に所持率が増加するというような傾向がございます。

また、ちょっと飛びますが、15ページの間3をごらんいただけますでしょうか。こちらは、1年生から3年生までに実施した調査内容となっております。間3のところでございますが、おうちで使えるスマートフォン、タブレット端末、携帯電話はありますかという問ですけれども、「スマートフォン」については小学校1年生から30%以上の児童が所持しているという状況にあり、自分専用でなくても比較的自由に利用できるというような状況が見られました。

また6ページのほうにお戻りいただきまして、間5でございます。こちらは通信機器の使用時間の状況となっております。過去5年間で比較しますと、小学校、中学校ともに使用時間が増加傾向にあると言えます。特にコロナ禍にあった令和2年度、3年度に増加率が高くなっておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策による活動の制限が緩やかになった昨年度につきましても、特に減少には転じていないというふうになってございます。

また、少し飛びますが、16ページをごらんいただけますでしょうか。16ページの間5でございます。こちらは1年生から3年生を対象に行ったものです。通信機器の利用目的ということで、どのようなものによく使っているかという問でございますが、小学校1、2年生では「ゲーム」、3年生以上では「動画を見る」というものに使っているというような割合が多くなっております。

10 ページをごらんいただけますでしょうか。10 ページの間 8 番でございます。知らない人との会話やメールなど、メッセージのやり取りについてでございますが、学年が上がるに従って増加をしており、令和 3 年度と比較しますと、「はい」という回答は小中学校ともに減少はしているというものでございます。今後もセーフティ教室などを通じまして、児童・生徒の危機回避能力を高めていくことや、学校から家庭への啓発などを行っていきたいと考えております。

13 ページの間 15 をごらんいただけますでしょうか。「家庭の中で SNS 等に関するルールがある」と回答した児童・生徒の割合でございますが、小学校 4 年生から 6 年生まで 74.1%、中学校では 71.3%となっており、こちらは残念ながら令和 3 年度よりは若干ですが減少しているというものでございます。

それでは、最初の資料にお戻りいただきまして、2 ページ、大きな 8 番、今後の取組というところをごらんいただけますでしょうか。

(1)のところでございますが、学校から貸し出しされている 1 人 1 台端末については、学校や家庭を問わず文房具としていつでも学習に活用していくことを踏まえ、家庭学習での活用場面について、具体的に指導していきたいと考えています。

また、3 ページのほうでございますが、(2)のところです。ほとんどの児童・生徒がインターネット通信が容易にできる環境にいることを前提として、教育活動全体で幼児・児童・生徒に人間関係を築く力や社会性・規範意識を高める「情報モラル教育」を推進してまいりたいと考えております。

また、(3)でございますが、通信機器を長時間使用する児童・生徒が増加をしております。学習面・健康面の両方から影響について注意喚起を行っていくなど、繰り返し指導をしてまいりたいと考えています。

また、(5)でございますが、各校における保護者会やセーフティ教室等の機会、学校だより等により、情報モラル教育の必要性及び使用の長時間化への警鐘、トラブルへの対処方法等について保護者へ周知を図り、「SNS 家庭ルール」づくりに向けた啓発を推進してまいりたいと考えています。

最後、(6)でございますが、トラブルに遭った際の適切な対処方法について学ぶ「SOS の出し方に関する教育」を今後も継続していくとともに、教員や周りの大人には、研修等を通して児童・生徒から SOS を受けたときの対処方法を身につけていただいて、適切な対応をしてもらえるように指導をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたら、お願いいたします。

伊藤委員

子どもたちの生活に直結していて大変気になる部分なのですが、使用時間ということで、何分未満とか、何時間以上というお話がありましたが、やはり小学生などは、その発達段階に応じて自由時間がそもそも何時間あるのか。中学生もそうですけれども、中学生は例えば部活動から帰宅して寝るまでの間に何時間ぐらいの時間がある中の30分なのかというような、生活全体から見ていく。大人にとっての30分とはちょっと違った面があるのではないかなと思うので、そういう生活全般を考えた分析ということが大事になるように思いました。

そういったことを考えますと、特に2点感じるのですが、例えば時間が本当に5分、10分であっても、質の高い利用をしていたら、あるいは文房具というお話がありましたけれども、本当に瞬間にメモしたいときに鉛筆がなかったら困るわけで、鉛筆を持っている時間が30分以上だからいいとか悪いとかということではないので、そういったことも含めて、どういうふうに使われているのかというような、もう少し内容に踏み込んだ、検索のためとか、宿題のためとか、自主的な学習のためというふうにしていただけてはあるのですが、そういったことも含めて、何かもう少し子どもの課題が見えてくる、あるいは教育の課題が見えてくる分析というのが、工夫できたらいいなと思いました。それが1点です。

もう1点は、下校してから就寝までの時間ということ考えたときに、5時間以上ということ、もしかしたら部活動などをせずに早めに帰宅しないと、そもそもそんなに時間があるのだろうかというようなことも気になりますし、これは中央値ないしは平均値の年次推移というのが出ていませんので、ちょっと見えにくくなっているのですが、恐らくご指摘のように5年間増加傾向にあることは間違いがないように感じております。

コロナ禍の中では通信機器を通じての学習が非常に多くなっていましたので、それは、増加は当然のことであったと思うのですが、それでは、そういった形式が減った中でも増えていってしまうということは、先ほどのいじめで話題になっていました、コミュニケーションや対人関係の学びということを考えても、少し大丈夫かなという懸念が浮かぶところだなと思いますので、こちらのほうも、子どもの生活実態をもう少し細かく捉えた上での分析ないしは対応ということ、学校や教育委員会が真剣に考えていくべきではないか

など思いました。リアルな関係の中での充実した時間をどういうふうに回復していくかというふうなことは、子どもの一生に関わる課題に今なっていると思いますので、ぜひ考えていきたい部分だと思いました。

取りあえず、以上です。

岡本委員

今の5時間以上の子なのですけれども、もしかして不登校の子だったりしませんか。そういうことというのはわかりますか。

指導室長

中にはそういったお子さんもいる可能性はあるとは思いますが、ちょっとそのあたりは今後少し細かく分析をしていきたいと考えています。

岡本委員

ありがとうございます。

私からも1個質問なのですが、ショッピング、オークションの利用についてなのですが、すみません、私の認識だと、小学生、中学生が自分のスマートフォンでどんなお金の使い方ができるのかなとちょっとわかりません。大人だったらカード払いでとかできるのですが、子どもが持っているスマートフォンでそれがどうやって可能なのかなと。もしもおわかりだったら教えていただけますか。

指導室長

家庭ごとに持たせているスマートフォン等がどのようなものなのかとか、支払いというところではどういう状況なのかというのは、ちょっとそこまでの把握というのが残念ながらできていないところなので、今後そういう内容ももし確認できるようであれば、何かの折にはぜひ確認をしていきたいというふうに考えています。

岡本委員

ありがとうございます。もしも何か調査ではなくて、こんな使い方をしていきますというのがわかれば、ほかの方もぜひ教えていただきたいのですが。

すみません。続けてもう1個なのですが、SNS学校ルールを知っているかどうか、ここは100%ではないのがすごく残念だと思いました。子どもたちが自発的な形で校内に普及させていくという趣旨は非常によいと思うのですが、他方で、例えば小学校だったら児童会が中心になって、中学校だったら生徒会が中心になってつくられているけれども、児童会、生徒会の活発に活動している子だけにとどまっていけないかなという

のは気になります。一部のやる気の子だけが、もしかしたら先生の顔色をうかがって、先生に受けがよさそうなルールをつくってしまって、それがほかの子たち、大勢の子たちにはあまり自分事として受けとめられていないのだとしたら、それは子どもへの委ね方の問題だと思います。子どもへの委ね方というのは、ただ丸投げしてよいわけでもないですし、適切な教職員の方々の関わりも必要だと思いますので、だから、そういったことも含めて、どんな委ね方をしているのか、もしも今後わかれば、教えていただければなと思いました。

取りあえず、以上です。

指導室長

中学校は特に子どもたちの意見を聞いて、様々な学校ルール等を変えていこうという動きが、もう昨年度から大分進んでは来ております。生徒会の子どもたちを中心にして、SNSのルールに限りませんが、様々な学校の決まりなどを見直すというような取組を実施してもらっているところでございます。

子どもたちがこのルールを十分に理解できていないというところは、やはり周知の問題が一番大きいかなと考えています。中には、子どもたちが毎日利用する昇降口に大きく学校のSNSルールを張り出していて、いつでも子どもたちの目にとまるようなところに掲示を大きくしているというような学校もございますので、そういったような工夫をしてもらいながら、また様々な機会を捉えて、子どもたちに日ごろのSNSの使い方というのを考えさせるような機会を増やしていく必要があると考えているところでございます。

平本委員

まず、アンケートのところなのですが、アンケートの質問をどうするかというとり方は大変難しいなど、私自身もこれ全体を読んで思ひまして、ただ、やはり気になったのは、伊藤委員からもご指摘あったところと重なるのですが、どの時間帯に使っているのかということも少し気になりました。やっぱり夜、かなり遅い時間帯に使うような傾向の子が長いのではないかなというような問題点も見えてくるかもしれませんし、その点が少し気になったということ。

あと、例えば3時間使っていると。その3時間が学校から出た課題の解決のためとか、そういう学習に必要なことで使われている3時間なのか。そうではなくて、やはりそれがほとんど動画ないしゲームの3時間なのかということでも、また全然変わってくるので、そういった意味での傾向を知れるようなアンケートの取り方の工夫があるとよろしいかなと思いました。私もあまりアイデアがないというか、得意な分野ではないので恐縮なのです。

が、そういうのもわかるといいかなと思いました。

逆に言うと、やっぱりその3時間、4時間の中身が、ほとんどY o u T u b eだったり動画だったりということになりますと、逆に、i P a dとかそういう機器の活用とかという問題よりも、そういう動画コンテンツとどう向き合うかというような話にも関わってくるかなと思っていて、逆にi P a dや通信機器が悪いわけではなくて、中身の問題、その中毒性のことをどう子どもたちが理解して取り組んでいくかという別の論点というか、解決の方法にもつながっていくとも思いますので、ちょっと感じた次第です。

そのこととも関連して、やはりI T機器をどう活用するかと適切な利用をしていくかということについては、ご家庭との連携やご家庭の協力が非常に大切になってくると思っています。私自身への自戒も込めてなのですが、やはり子どもたちとどうルールをつくるか。ルールが守れないことが子どもたちは多々ありますので、そういうことがあったときに、また子どもたちと、どう話し合って意見を聞いて、またきちんとルールを見直していくかみたいなことも、子どもたちの経験としても大切ですし、家庭の中で向き合っていただく上でも大切な部分かと思っていますので、こういった結果をまた家庭にどうつないでいくかというところも、ぜひ考えていただけるといいかなと思いました。

以上です。

伊藤委員

先ほど一つ言い残してしまいましたが、10ページ問8の、これまでにスマートフォン等を使って知らない人との会話やメールでメッセージをやり取りしたことがあるかという設問で、中学3年生の4割のお子さんがそういった経験があるということで、大変驚いております。

やはりこういったことは、どうしてこういう数字になるのかを考えると、L I N Eなどで同世代のお子さんと出会うような、そういったチャンスが増えているということも考えられますし、あるいはツイッターやフェイスブック、自分のページに書き込みをもらってというようなことかもしれませんし、このあたりはせめてツイッターなのかフェイスブックなのかL I N Eなのかとか、もうちょっと細かく聴取する必要があるのではないかなと思います。

先ほど来ご意見が出ているように、もう時代としては禁止するというだけではなくて、むしろ上手に付き合っていくということが避けられない時代になっていると思いますので、来年度に向けて、項目についてはもう少し全体的に見直す必要もあるのかもしれない

いと思いました。

特に今回出ていませんが、今話題になっておりますC h a t G P Tなどについても、生成系のA Iをどのくらい使っているのかというような調査も、来年度は必要になると思いますし、そういう危険性、これまでとは違った形での大きな危険があるということも含めて、項目を見直す必要があるのではないかと思います。

以上です。

岡本委員

今の伊藤委員の「知らない人とのやり取り」なのですからけれども、多分ソーシャルゲームも大きな要因の一つなのではないかと思います。動画と同じぐらいの割合で、もしかするとゲームを使っている可能性があると思います。その中で人とのやり取りもできるので、また、そういったところも聞いていただければなと思いました。

それともう一つなのですからけれども、ここも質問なのですが、8ページから9ページ、家庭における使用状況で「その他」がありますね。これが各学年ともに大体10%前後ぐらい、「よく使っている」と「時々使っている」が10%ずつなので、20%ぐらいが「その他」で使っているのですけれども、この「その他」というのは何なのかというところまでは、今回の調査ではわかっていないのでしょうか。

指導室長

こちらのほうは、今回G o o g l eフォームを活用して回答を集めているものなので、「その他」の細かい内容というのは残念ながら把握はできていないのですが、本当に子どもたちが様々な活用をこのスマートフォンやタブレット端末で行っているという、一つの数値であるとはも受け止めているところなので、今後も、子どもたちの使用状況や、伊藤委員からもありましたけれども、本当に危険性というところを十分にこちらも踏まえた上で、子どもたちからどういう情報を集めて、各学校や家庭でどんな指導を今後行っていく必要があるのかというのは、この調査をしっかりと分析して、今後の指導に活かしていきたいと考えているところです。

岡本委員

もう1点だけ。さっき伊藤委員が生成A Iというお話をされたのですけれども、今、危険性という意味では、やっぱりフェイクニュースがこれから本当に大きな話になってくるのではないかと思います。真偽は不確かだけれども、それっぽいニュースというのがもうどんどんどんどんできてしまう世の中になってしまったので、そういうものに常にツイッ

ターとかでさらされてしまう。大人でもそういうのはすごく影響されますよね。軽い気持ちで「いいね」を押ししたり、「そうなんだ」と思い込んでしまったりというのがよくありますので、またそういうことを利用しようとする人たちもいますので、身を守るための情報モラル教育も必要ですし、そういった情報にどうやって触れていくかという情報リテラシー教育も必要ですし、この難しい情報社会を生きていくためのデジタルシチズンシップ教育というの、今後は切実に必要になると思いました。

以上です。

伊藤委員

今のご意見に大変賛成で、デジタルシチズンシップも含めた教育のあり方について、やはり急ぎ考えていく必要があると思いましたが、先ほど決済の、クレジットカードがないはずなのというお話がありましたけれども、今はスマートフォン等を通してのショッピングについても決済システムが広がっているので、P a y P a yのようなものとか、様々な形で子どもたちが多様な利用ができるということもありますので、ぜひそういったことも含めて、子どもたちがどう意思決定をしていくのか、いろいろな情報を踏まえて、健全な意思決定をしていくライフスキルということも含めて、ぜひ教育を考えていく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

入野教育長

よろしいでしょうか。

この調査はかなり長年やってきておまして、子どもたちがこういう、「スマートフォン等」と書いてあるぐらいですので、インターネットに触れ合うということが問題視されたかなり前からやってきている調査だったと思います。

今年から i P a d の調査を入れてきております。さらに、今は委員の皆様のご指摘のように、子どもたちの状況はさらに進んでいますので、もう1回目的をしっかりと見直して、全部をおしなべて調べる必要があるかどうかもあると思っておりますので、その辺を捉え直して、生きる調査にしていきたいと思っております。今回いただきましたお話は、それぞれがそれぞれの分析になっているように思いますので、そのことも併せて、学校や家庭には伝わるような工夫をしてみたいと思っております。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

本報告は終了いたします。

それでは、最後に事務局から次回の開催についてご報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますけれども、6月30日午前10時から区役所5階教育委員会室で開催する予定でございます。

なお、6月16日は中学校長会との意見交換会を実施いたしまして、6月23日は休会の予定でございます。

報告は以上でございます。

入野教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第20回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時23分閉会